

教育委員会事務局等職員の超過勤務に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等職員の超過勤務に関する規則（平成29年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までを削る。

第5条中「及び前条（第1項を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第7号

兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則

（兵庫県立美術館管理規則の一部改正）

第1条 兵庫県立美術館管理規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 模写・模造の款中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表撮影の款原色の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表原板使用の款中「3,100円」を「3,200円」に改める。

別表第2 短期講座の款受講料の欄から長期講座の款受講料の欄までを次のように改める。

3,200円
6,300円
9,500円
12,500円
16,800円

別表第3 グランドピアノの項中「8,200円」を「8,400円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録画器具を持ち込む場合）の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持ち込む場合）の項中「5,100円」を「5,200円」に改める。

別表第4 グランドピアノの項中「8,200円」を「8,400円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（録画器具を持ち込む場合）の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持ち込む場合）の項中「5,100円」を「5,200円」に改める。

別表第5 模写・模造の款中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表撮影の款原色の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表原板使用の款中「3,100円」を「3,200円」に改める。

別表第6 短期講座の款講座の受講に係る料金の基準額の欄から長期講座の款講座の受講に係る料金の基準額の欄までを次のように改める。

3,200円
6,300円
9,500円
12,500円
16,800円

（兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正）

第2条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則（平成4年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の部金額の項中「4,500円」を「4,600円」に、「5,800円」を「5,900円」に、「10,300円」を「10,500円」に改める。

別表第2の2の部持込み電気器具用コンセント（録画器具を持込む場合）の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持込む場合）の項中「5,100円」を「5,200円」に改める。

（兵庫県立考古博物館管理規則の一部改正）

第3条 兵庫県立考古博物館管理規則（平成19年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条中「本館の」を削り、同条第1号中「70歳」を「本館において、70歳」に改める。

（兵庫県立体育施設管理規則の一部改正）

第4条 兵庫県立体育施設管理規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(3)基準額の欄中「5,600円」を「5,700円」に、「6,000円」を「6,100円」に、「4,100円」を「4,200円」に、「3,700円」を「3,800円」に、「5,200円」を「5,300円」に、「5,700円」を「5,800円」に改め、同表2の部(1)スポーツ施設の款大体育室の項基準額の欄から同款格技室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
24,600	32,700	36,900	57,300	69,600	94,200
12,300	16,400	18,500	28,700	34,900	47,200
36,900	49,200	55,400	86,100	104,600	141,500
24,600	32,700	36,900	57,300	69,600	94,200
44,200	59,000	66,600	103,200	125,600	169,800
22,200	29,400	33,300	51,600	62,700	84,900
66,600	88,400	99,800	155,000	188,200	254,800
44,200	59,000	66,600	103,200	125,500	169,800
5,800	7,700	8,600	13,500	16,300	22,100
4,100	5,400	6,200	9,500	11,600	15,700
4,100	5,400	6,200	9,500	11,600	15,700

別表2の部(2)体育設備及び器具等の款電光得点表示装置の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同部(2)その他の設備及び器具等の款中「15,400円」を「15,700円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「12,300円」を「12,500円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同部(3)スポーツ施設を利用する講座の款トレーニング室の項基準額の欄から研修室を利用する講座の款基準額の欄までを次のように改める。

1人1講座につき	10,500円
1人1講座につき	6,300円
1人1講座につき	6,300円
1人1講座につき	4,700円

別表3の部ヨットを利用する講座の款基準額の欄及び同部カヌーを利用する講座の款基準額の欄を次のように改める。

1人1講座1日につき	4,500円
1人1講座1日につき	4,500円

別表4の部基準額の欄中「6,200円」を「6,300円」に改め、同表5の部(1)電光得点掲示器の款中「3,100円」を「3,200円」に改め、同部(1)持込み電気器具用コンセント（録画器具を持込む場合）の款基準額の欄

から同部(1)冷房設備(第2道場)の款基準額の欄までを次のように改める。

持込み器具 1 式につき	3,200円
持込み器具 1 式につき	5,200円
1 時間につき	9,500円
1 時間につき	10,500円
1 時間につき	6,300円
1 時間につき	10,500円
1 時間につき	6,300円

別表 5 の部(2)実技に関する講座の款入門コースの項基準額の欄から同款上級コースの項基準額の欄までを次のように改める。

1 人 1 講座につき	3,600円
1 人 1 講座につき	4,500円
1 人 1 講座につき	9,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に第1条及び第2条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。